

川北町国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月



川 北 町

《 目 次 》

I	はじめに	1
II	強靱化の基本的な考え方	
1	計画の位置づけ	2
2	計画の期間	2
3	基本目標、事前に備えるべき目標	2
4	基本的な方針	3
III	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	4
2	起きてはならない最悪の事態の設定	4
3	脆弱性評価の結果	7
IV	強靱化の推進方針	
1	起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針	11
2	計画の推進	32

I はじめに

わが国は災害大国で多くの自然災害のリスクがあり、東日本大震災等の地震災害や、近年では大雨や大雪による被害の発生も顕著となっていて、常日頃から自然災害に遭う可能性を考えておく必要があります。

本町においても、壊滅的な被害に見舞われた昭和9年の手取川大水害や、全国各地で自然災害が頻発、激甚化している状況を踏まえ、地域防災計画の見直しや防災マップを作成するなど、防災・減災に向けた取り組みを継続的に行ってきました。

このような中で、国においては、平成25年12月に『強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という）』が公布・施行され、大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させるため、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる『国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という）』を平成26年6月に策定し、強靱な国づくりのために取り組みを推進していくこととしています。

『川北町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という）』は、町民の安全を守るとともに安心して住み続けられるよう、また、万が一の災害に適切に備えるため、国の基本計画と石川県の地域計画との調和を図りながら、本町の強靱化に関する取り組みの方向性を示す指針として策定するものです。

II 強靱化の基本的な考え方

基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づくものであり、下記の計画期間における本町の強靱化に関する取り組みの方向性を示す指針として位置づけるものである。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

3 基本目標、事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、以下の 4 項目を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた強靱化を推進する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 本町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

また、これらの基本目標を達成するため、以下の 6 項目を事前に備えるべき目標として設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ ライフラインや交通網等の被害を最小限に留めるとともに、住民生活や経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 基本的な方針

本計画では、基本計画と同様に、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を策定・推進する。

- i 本町の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ii 町内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、町全体の強靱化を図る。
- iii 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- iv ハード・ソフトの組み合わせによる総合的な対策に取り組む。
- v 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取り組みを推進する。
- vi 平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- vii 既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- viii 地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、強靱化を推進する担い手を確保する。
- ix 女性、高齢者、子ども、要支援者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取り組みの方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本町の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価の流れ】

○ 基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を設定

○ 事前目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定

○ 最悪の事態を回避するための課題等を分析・評価（脆弱性評価）

○ 強靱化のための推進方針を検討・策定

2 起きてはならない最悪の事態の設定

県の国土強靱化地域計画を踏まえ、設定した6つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき 6つの目標	起きてはならない 19 の最悪の事態	
①直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生
	1-3	豪雪に伴う被害の拡大
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	消防等の被災による救助・救急活動等の停滞
	2-3	多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態
	2-4	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
	2-5	被災地における感染症等の大規模発生
③必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

事前に備えるべき 6つの目標	起きてはならない 19 の最悪の事態	
④ライフラインや交通網等の被害を最小限に留めるとともに、住民生活や経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	ライフライン(電気、情報通信、燃料等)の長期間にわたる機能停止
	4-2	水道等の長期間にわたる供給停止と汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-3	食料等の安定供給の停滞
	4-4	サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞
⑤制御不能な二次災害を発生させない	5-1	地震火災による住宅密集地の延焼拡大
	5-2	農地等の荒廃による被害の拡大
⑥地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-3	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 脆弱性評価の結果

19 の起きてはならない最悪の事態ごとに、脆弱性評価を実施した結果は以下のとおりである。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
① 直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅をはじめとする建築物等の耐震化が必要 ・建築物内の室内安全対策が必要 ・ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策が必要 ・救助活動や救援物資輸送等に支障がないよう、緊急輸送道路の迂回路確保が必要 ・共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要 ・消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要 ・避難行動要支援者への支援体制が必要 ・建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修や幹線排水路の整備等による浸水対策が必要 ・農業水利施設の改修や補強が必要 ・農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要 ・新たな開発行為等において適切な雨水調整池または雨水浸透枳等の整備が必要 ・河川堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要 ・「水防災意識社会の再構築」に向けた取り組みが必要 ・避難者に対し防災情報の的確な伝達が必要 ・要救助者に対する救助体制の構築が必要
	1-3 豪雪に伴う被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者間の相互応援と除雪体制の強化が必要 ・緊急時における確実な消防車両の出動や、消防水利の確保が必要 ・町民の協力体制が必要 ・自力での屋根雪下ろしが困難な世帯への屋根雪下ろしの支援が必要 ・交通対策に向けた取り組みの強化が必要
	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達体制の強化が必要 ・町民の防災意識を向上させる取り組みが必要 ・防災教育や防災活動の推進が必要 ・避難行動要支援者への支援体制が必要(再掲:1-1)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所や家庭、事業所での生活必需物資の備蓄が必要 ・応援協定事業者と連携し機能強化に向けた取り組みが必要 ・水道施設の耐震化や応急給水体制の整備が必要 ・交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要 ・緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震化が必要
	2-2 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急機関が機能を維持するための対策が必要 ・救助・救急機関における情報の収集伝達機能の強化が必要 ・耐震性防火水槽の整備等による消防水利の確保が必要 ・警察や自衛隊との連携強化や要救助者の救助体制構築が必要 ・消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要 ・浸水区域で取り残された人の救助体制の構築が必要 ・消防団や自主防災組織の災害対応力の向上が必要 ・救助活動に支障を来さない道路整備が必要 ・避難行動を支援する道路(既設道路を含む)の整備が必要 ・緊急輸送道路の迂回路確保、狭隘道路の改良が必要
	2-3 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要 ・避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要 ・避難生活の長期化に向けた支援体制が必要 ・被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要 ・避難所の整備及び機能強化が必要
	2-4 被災地における医療・福祉機能等の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療体制や搬送体制の整備が必要 ・医療・福祉施設の耐震化や防火体制の強化が必要 ・災害派遣医療チームにおける機能の維持向上が必要 ・緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における感染症の予防対策が必要 ・災害時に適切に汚水を処理する体制整備が必要 ・下水道施設の耐震化が必要

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要 ・庁舎の耐震化や室内安全対策等、防災機能の強化が必要 ・業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等の整備が必要 ・情報を共有するためのシステム整備や通信設備の充実が必要 ・広域応援協定の締結や受援計画の整備等、支接受入れに向けた体制づくりが必要

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
④ ライフラインや交通網等の被害を最小限に留めるとともに、住民生活や経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 ライフライン（電気、情報通信、燃料等）の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・電力・情報通信業者との情報共有体制の整備が必要 ・燃料供給業者との連絡体制の連携強化が必要 ・エネルギー不足に備え、燃料の備蓄や災害対応型給油所の整備が必要 ・安全装置を装着した燃焼機器の普及促進が必要 ・業務継続計画の策定等、企業の事業活動を継続するための取り組みが必要 ・緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要
	4-2 水道施設等の長期間にわたる供給停止と汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化や応急給水体制の整備が必要（再掲：2-1） ・広域的な応援体制の構築や業務継続計画に基づく事前の対策が必要 ・生活排水対策の着実な推進が必要 ・農業集落排水施設の耐震化が必要 ・避難所におけるトイレ施設の整備が必要
	4-3 食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ※再掲：2-1 ・避難所や家庭、事業所での生活必需物資の備蓄が必要 ・応援協定事業者と連携し機能強化に向けた取り組みが必要 ・水道施設の耐震化や応急給水体制の整備が必要 ・交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要 ・緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震化が必要
	4-4 サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の策定等、企業の事業活動を継続するための取り組みが必要（再掲：4-1） ・幹線道路における防災・減災対策が必要 ・風評被害防止のための情報発信体制の強化が必要 ・緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
⑤ 制御不能な二次災害を発生させない	5-1 地震火災による住宅密集地の延焼拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要（再掲：1-1） ・消防団の機能強化を図り地域防災力を向上させることが必要 ・ICTや先進の防災技術を駆使した災害対応が必要 ・緊急輸送道路の迂回路確保、狭隘道路の改良が必要
	5-2 農地等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理の推進が必要 ・新たな農業の担い手の確保、育成が必要

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要 ・幹線道路における防災・減災対策が必要(再掲:4-4) ・緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要 ・緊急輸送道路の迂回路となる農道整備が必要
	6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画による体制整備が必要 ・災害廃棄物の適切な処理ルートの確立が必要 ・災害廃棄物の一時仮置場の確保が必要 ・廃棄物処理業者との連携による災害時処理体制の構築が必要 ・大量の廃棄物を最終処分するため他市町との連携や支援が必要 ・ごみの減量化やリサイクル向上に向けた取り組みが必要 ・環境への配慮や有害廃棄物等と取り扱いに十分留意した処理体制の構築が必要
	6-3 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ・町民一人ひとりの災害対応力と自助及び共助力の向上が必要 ・防災士の育成と自主防災組織の強化が必要 ・災害ボランティアの活動環境を整備することが必要 ・建設業者の担い手の確保や育成に取り組むことが必要 ・円滑な復興・復旧を図るために地籍調査の推進が必要

IV 強靱化の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

① 直接死を最大限防ぐ

1-1

大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

《住宅・建築物等の耐震化》

- (1) 地震発生後の避難の妨げになるとともに、地震火災の発生の要因となる住宅や建築物の倒壊の軽減を目指して、耐震化を推進する。
- (2) 住宅の耐震化率の向上を図るため、町民に耐震診断・改修費の補助などの制度周知を進める。
- (3) 本町が保有・管理する学校教育系施設や保健・福祉・子育て支援施設などは既に100%耐震化が完了しているものの、老朽化が見込まれる施設等については適切な維持管理と計画的な修繕の実施に取り組む。

《建築物内及び避難路の安全対策の推進》

- (1) 家具の転倒防止対策として、金具による家具の固定やチェーン、ワイヤー等による補強対策の普及・啓発を推進する。
- (2) 地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離、看板等工作物の破損落下による被害を防止するために、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発する。
- (3) 空き家倒壊による道路閉塞を回避するため危険な空き家の解体を促すとともに、定住、移住施策の活用など、総合的な空き家対策を推進する。
- (4) ブロック塀の安全対策としての「生垣設置奨励補助金」の周知を進めるとともに、ブロック塀転倒対策等による避難路の安全対策を推進する。
- (5) 主要幹線道路における防災・減災対策を強化する。

《地域の防災力・災害対応力の向上》

- (1) 本町の自主防災組織は17地区で設置されているが、地域防災活動の推進を図るために自主防災組織の訓練実施率を高めていくとともに、防災士の育成、充実強化を図りながら自主防災組織のレベルアップ、災害対応力の向上につなげる。
- (2) 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については「災害時要配慮者支援プラン」に基づき、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
- (3) 消防団の定数確保や消防施設装備等の強化、消防体制の充実、近代化を図るとともに、自主防災組織や学校と連携した防災訓練などで地域防災力の強化を推進する。

《建物密集地区に対する防火対策の推進》

- (1) 建物密集地区の建築物においては、防火性能を高めるよう町民への指導・周知を図る。
- (2) 出火率の低下や初期消火力を強化するため、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具等の防災用品の配備を広く普及啓発し、予防体制の強化を図る。
- (3) 木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、用水等自然水利の活用を図る。
- (4) 延焼を防ぐため、道路拡幅や公園整備を推進する。
- (5) 狭隘道路の改良を推進する。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	100% (R2)	維持
自主防災組織の設置数	17 地区 (R2)	20 地区
防災士数	男性:46 名 女性:20 名 (R2)	100 名
消防団員数	28 名 (R2)	32 名

【関連する計画等】

- ・川北町地域防災計画
- ・川北町総合計画(基本構想・基本計画)
- ・川北町公共施設等総合管理計画

1-2

異常気象等による広域かつ長期的な住宅密集地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生

《長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進》

- (1) 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。
- (2) 幹線排水路等の整備による浸水対策を推進する。
- (3) 農業水利施設について、計画的に改修・補強等を図る。
- (4) 近年の気候変動による局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)に対処するため、まちづくりや地域環境にも配慮した河川整備を国・県に要請していく。
- (5) 河川堤防の復旧や、内水排除等を速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や迅速な資機材の調達を図るとともに、建設業者の調達を含め復旧・復興に向けた体制の構築に取り組む。

《防災情報の的確な伝達》

- (1) 必要に応じてハザードマップの見直しをするとともに、防災情報の収集・伝達体制の強化を推進する。
- (2) 防災行政無線や緊急速報メール(エリアメール)等を用いて気象情報等を的確に伝達するとともに、住民避難のためのタイムラインを策定する。

《各種機関との連携強化》

- (1) 浸水区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
防災マップ等を利用した訓練実施	0回 (R2)	1回/年

【関連する計画等】

・川北町防災マップ

1-3

豪雪に伴う被害の拡大

《除雪体制の確保》

- (1) 降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果に基づき出動時期を適切に判断し、概ね 10cm 以上の降雪により出動する。
- (2) 幹線道路等については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。
- (3) 住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。
- (4) 急カーブ、橋梁、日陰区間等においては、スリップ事故等の防止のため凍結防止剤の散布に努める。
- (5) 消融雪装置施設の適切な維持管理を行う。
- (6) 住民(町内会、PTA 等)の協力による歩道除雪を推進し、通学路や公共施設等への安全な歩行者空間を確保する。
- (7) 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防車庫等、必要な箇所の除雪を実施する。必要に応じて、消防分団、町内会、町民への協力を要請する。
- (8) 自力での屋根雪下ろしが困難な世帯に対し、屋根雪下ろし業者の団体等を紹介する。

《交通対策に向けた取り組みの推進》

- (1) 公共交通機関の運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ等への対応や広報を行う。
- (2) 道路渋滞が発生した際には、ホームページ等により渋滞情報を広報周知するとともに、不要不急の外出を抑制する。
- (3) 渋滞が長期化し、支援が必要な場合には、飲料、食料、燃料の提供を行う。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
町内除雪実施事業者数	8社 (R2)	9社

【関連する計画等】

・川北町除雪計画

1-4

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

《住民等への情報伝達体制の強化》

- (1) 防災行政無線をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、衛星携帯電話、Jアラート、LアラートなどICTを活用した情報伝達手段の整備を図る。
- (2) 町民に避難指示等の防災情報を確実に伝達するために、緊急速報メールやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等も利用した情報伝達手段の多様化を図るとともに、通信設備の充実強化を図る。

《防災意識の向上及び防災活動の推進》

- (1) 町民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資機材の整備、訓練への助成等により自主防災組織の活性化を促進する。
- (2) 防災士をはじめとする地域の防災士育成や事業者の業務継続計画の策定を促進する等、避難意識の向上を推進する。
- (3) 実践的な避難訓練を通して、自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように防災教育を推進するとともに、身近な安全対策(耐震化、家具固定等)を発信する防災活動や、将来の地域防災を担う人材を育成するための教育を推進し、地域防災力の向上を図る。
- (4) 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については「災害時要配慮者支援プラン」に基づき、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。(再掲:1-1)

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
自主防災組織の設置数(再掲:1-1)	17 地区 (R2)	20 地区
防災士数(再掲:1-1)	男性:46名 女性:20名 (R2)	100名

【関連する計画等】

- ・川北町地域防災計画

② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1

食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

《関係機関と連携した防災用品の備蓄の推進》

- (1) 主要避難所への食糧等の備蓄品を充実強化するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発し、県、町、民間事業者、地域団体などと連携して備蓄を推進する。
- (2) 生活必需品の調達について、事業者等との応援協定が災害時に機能するよう連携を強化する。

《水道の応急給水体制の整備促進》

- (1) 水道施設の耐震化や老朽化対策、幹線管路の災害対応能力の強化を図るとともに、各種資機材の整備等による応急給水体制の確立や広域的な応援体制の構築を推進する。

《災害に対応した交通ネットワークの向上》

- (1) 関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う幹線道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。
- (2) 町が保有・管理するインフラ資産について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針となる「川北町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新に取り組む。
- (3) 町が管理する橋梁について「川北町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な点検・補修等に取り組む。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
主要避難所への防災備蓄品配備数	4ヶ所 (R2)	9ヶ所
防災に関する民間等との協定締結件数	17件 (R2)	20件

【関連する計画等】

- ・川北町公共施設等総合管理計画
- ・川北町橋梁長寿命化修繕計画

消防等の被災による救助・救急活動等の停滞**《応急活動を担う機関の機能強化》**

- (1) 通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化等により、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化する。
- (2) 地震により消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽の効果的な配置や自然水利の利用を図る。
- (3) 被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を着実に推進する。
- (4) 災害発生時に救助・救急活動の拠点となる消防庁舎の機能強化を推進する。

《応急活動の効率的な展開》

- (1) 災害対策本部・消防・警察・自衛隊などの救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高めていく。
- (2) 大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携する中部ブロック合同訓練に出場し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。
- (3) 災害発生時に対策本部や救助・救急機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食料・燃料の備蓄等、必要な対策を講じる。
- (4) 消防団の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織と連携した防災訓練等の取り組みを推進する。
- (5) バイスタンダー(救急現場に居合わせた町民)の育成や地域防災力の強化を推進する。
- (6) 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震化を強化する。

《地域の防災力・災害対応力の向上》(再掲:1-1)

- (1) 本町の自主防災組織は 17 地区で設置されているが、地域防災活動の推進を図るために自主防災組織の訓練実施率を高めていくとともに、防災士の育成、充実強化を図りながら自主防災組織のレベルアップ、災害対応力の向上につなげる。
- (2) 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については「災害時要配慮者支援プラン」に基づき、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
- (3) 消防団の定数確保や消防施設装備等の強化、消防体制の充実、近代化を図るとともに、自主防災組織や学校と連携した防災訓練などで地域防災力の強化を推進する。

《各種機関との連携強化》(再掲:1-2)

- (1) 浸水区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
自主防災組織の設置数(再掲:1-1)	17 地区 (R2)	20 地区
防災士数(再掲:1-1)	男性:46 名 女性:20 名 (R2)	100 名
消防団員数(再掲:1-1)	28 名 (R2)	32 名

【関連する計画等】

- ・川北町地域防災計画
- ・川北町総合計画(基本構想・基本計画)
- ・川北町公共施設等総合管理計画

2-3

多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態

《迅速な避難所の開設及び運営》

- (1) 本職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。
- (2) 指定避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、避難所施設の機能向上を推進する。
- (3) 観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導體制を図る。
- (4) 避難行動要支援者の受け入れ強化を図るため、福祉避難所としての設備や機能を兼ね備えた施設との協定を推進する。

《避難生活の長期化に対する支援体制の整備》

- (1) 多様な避難所でのニーズや要配慮者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、福祉サービスや保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認等の情報支援、専門家による心のケア等、関係部局・機関と連携を図り、避難者の支援体制を整備する。
- (2) 被災者の早期の生活再建を支援するため、被災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。
- (3) 避難者が快適に生活できる場を提供するために、備蓄品を充実するなど避難所の整備を推進する。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
自主防災組織の設置数(再掲:1-1)	17 地区 (R2)	20 地区
主要避難所への防災備蓄品配備数(再掲:2-1)	4 ヶ所 (R2)	9 ヶ所

【関連する計画等】

- ・川北町地域防災計画
- ・川北町避難所運営マニュアル

2-4

被災地における医療・福祉機能等の麻痺

《医療・福祉機能等の整備》

- (1) 災害派遣医療チーム(DMAT)や医薬品等のニーズ把握、支援要請等を的確に行うため、関係機関と連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時医療体制や搬送体制の整備を推進する。
- (2) 医療・福祉施設の耐震化や業務継続計画の策定、災害時医療活動資機材の整備等、医療活動に必要な対策を促進する。
- (3) 災害拠点病院である公立松任石川中央病院について、防災訓練、広域搬送訓練や集団救急訓練等を通じて機能の維持向上を図る。

《搬送経路の確保》

- (1) 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震化を強化する。
- (2) 緊急輸送道路等を補完する幹線道路の整備を推進し、輸送ルートの複数化を図る。

【関連する計画等】

- ・公立松任石川中央病院業務継続計画(H29改定)

2-5

被災地における感染症等の大規模発生

《避難所での感染症対策の推進》

(1) 平時からの感染症予防対策(手洗い、うがい等)の啓発や予防接種を推進するとともに、災害時の避難所における手指消毒剤等の衛生用品の整備に努める。

《災害時におけるトイレの調達手段の確立》

(1) 平時から災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備を推進するとともに、災害時におけるトイレの調達手段の確立を図る。

(携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ)

《下水道施設の耐震化》

(1) 大規模地震発生時には、未処理下水の流出による衛生被害の発生により、市民の生命・財産に係わる事態を生じる恐れがあるため、下水道施設の計画的な耐震化を推進する。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
簡易トイレの備蓄数	100台 (R2)	200台
下水道施設(集落排水施設、合併浄化槽)の耐震化率	100% (H27)	維持

【関連する計画等】

・川北町地域活動ガイドライン

③ 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

《行政機能の機能保持》

- (1) 「川北町業務継続計画」に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。
- (2) 庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する。
- (3) 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等により災害時の通信手段の多重化を図る。
- (4) 庁舎の機能不全に備え、本庁舎以外に災害対策本部の代替機能を整備し、災害対応拠点の複線化を図る。

《支援人員の受入れ体制の構築》

- (1) 行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備等、支援人員の受入れ体制を構築する。
- (2) 応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
防災に関する民間等との協定締結件数(再掲:2-1)	17件 (R2)	20件
災害時相互応援協定	5市 (H26)	6市

【関連する計画等】

・川北町業務継続計画

④ ライフラインや交通網等の被害を最小限に留めるとともに、住民生活や経済活動を機能不全に陥らせない

4-1

ライフライン(電気、情報通信、燃料等)の長期間にわたる機能停止

《災害に対応した交通ネットワークの向上》(再掲:2-1)

- (1) 関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う幹線道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。
- (2) 町が保有・管理するインフラ資産について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針となる「川北町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新に取り組む。
- (3) 町が管理する橋梁について「川北町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な点検・補修等に取り組む。

《各種事業者との連携強化》

- (1) 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。
- (2) 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。
- (3) エネルギーの供給停止に備え、災害対応型給油所の整備を図る。

《減災への取り組みの推進》

- (1) 石油やガス機器の耐震化やマイコンメーターの設置促進等、減災に繋がる安全機器の対策を図る。

《事業者における事業継続計画の促進》

- (1) 事業者による業務継続計画の策定や建物の耐震化等、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取り組みを促進する。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
応急対策活動に関する協定締結数	2件 (R2)	4件
緊急用燃料の供給に関する協定締結数	2件 (R2)	4件

【関連する計画等】

- ・川北町公共施設等総合管理計画
- ・川北町橋梁長寿命化修繕計画
- ・防災に関する協定一覧

4-2

水道施設等の長期間にわたる供給停止と汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

《給水対策の強化》

- (1) 上下水道施設における基幹施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化等の推進により、上水の供給及び下水処理の安定化を図る。
- (2) 迅速な応急給水や災害応急対策を実施するため、各種資機材や情報伝達機器の整備を進めるとともに、広域的な応援体制の構築や対策訓練、業務継続計画に基づくリスク対策の実施により、その実効性を高めていく。

《生活排水や下水道施設の対策》

- (1) 農業集落排水施設の機能診断による最適整備構想に基づき、耐震化等の対策を推進する。
- (2) 下水道施設の地震対策を推進するとともに、非常用電源の設置や燃料の備蓄、希積水の確保等の対策により、災害時に自立稼働する体制を構築する。

《災害時におけるトイレの調達手段の確立》(再掲:2-5)

- (1) 平時から災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備を推進するとともに、災害時におけるトイレの調達手段の確立を図る。
(携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ)

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
簡易トイレの備蓄数(再掲:2-5)	100台 (R2)	200台
下水道施設(集落排水施設、合併浄化槽)の耐震化率(再掲:2-5)	100% (H27)	維持

【関連する計画等】

- ・川北町公共施設等総合管理計画

4-3

食料等の安定供給の停滞

《関係機関と連携した防災用品の備蓄の推進》(再掲:2-1)

- (1) 主要避難所への食糧等の備蓄品を充実強化するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発し、県、町、民間事業者、地域団体などと連携して備蓄を推進する。
- (2) 生活必需品の調達について、事業者等との応援協定が災害時に機能するよう連携を強化する。

《水道の応急給水体制の整備促進》(再掲:2-1)

- (1) 水道施設の耐震化や老朽化対策、幹線管路の災害対応能力の強化を図るとともに、各種資機材の整備等による応急給水体制の確立や広域的な応援体制の構築を推進する。

《災害に対応した交通ネットワークの向上》(再掲:2-1)

- (1) 関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う幹線道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。
- (2) 町が保有・管理するインフラ資産について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針となる「川北町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新に取り組む。
- (3) 町が管理する橋梁について「川北町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な点検・補修等に取り組む。
- (4) 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震化を強化する。
- (5) 緊急輸送道路等を補完する幹線道路の整備を推進し、輸送ルートの複数化を図る。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
主要避難所への防災備蓄品配備数(再掲:2-1)	4ヶ所 (R2)	9ヶ所
防災に関する民間等との協定締結件数(再掲:2-1)	17件 (R2)	20件

【関連する計画等】

- ・川北町公共施設等総合管理計画
- ・川北町橋梁長寿命化修繕計画

4-4

サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞

《事業者における事業継続計画の促進》(再掲:4-1)

- (1) 事業者による業務継続計画の策定や建物の耐震化等、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取り組みを促進する。

《緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築》

- (1) 物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることにより、原材料や部品等の調達が困難となり、事業所等の生産停止といった事態を招く恐れがある。このため、緊急時にも生産拠点や国道 8 号等の物流拠点をつなぐ多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。
- (2) 関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う幹線道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。(再掲:2-1)
- (3) 緊急輸送道路等を補完する幹線道路の整備を推進し、輸送ルートの複数化を図る。

《情報発信体制の強化》

- (1) 多様な情報発信経路を確保することにより、災害発生時において迅速かつ的確に情報発信できる体制を強化する。

【関連する計画等】

- ・川北町橋梁長寿命化修繕計画

⑤ 制御不能な二次災害を発生させない

5-1

地震火災による住宅密集地の延焼拡大

《建物密集地区に対する防火対策の推進》(再掲:1-1)

- (1) 建物密集地区の建築物においては、防火性能を高めるよう町民への指導・周知を図る。
- (2) 出火率の低下や初期消火力を強化するため、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具等の防災用品の配備を広く普及啓発し、予防体制の強化を図る。
- (3) 木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、用水等自然水利の活用を図る。
- (4) 延焼を防ぐため、狭隘道路の改良を推進する。

《消防活動体制の整備》

- (1) 消防救急無線のデジタル化による通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化など、ICTを活用し情報の収集伝達機能を充実強化する。
- (2) 災害用ドローンの導入など先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応出来る消防体制を構築する。
- (3) 消防団員の定数確保を図り、団員の災害対応力の向上と地域への防災指導力を強化するとともに、消防団に配備している消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材の充実強化を図る。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
消防団員数(再掲:1-1)	28名 (R2)	32名

【関連する計画等】

・川北町地域防災計画

5-2

農地等の荒廃による被害の拡大

《農地・農業水利施設等の保全管理の推進》

(1) 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払に取り組む集落の維持に努める。

《農業の担い手の確保・育成》

(1) 肥沃な土壌と水利を活かした「農の町川北」として、良質米の産地及び各種農産品の産地化を推進し、町の特性を活かした農業を展開するとともに、これらを支える農業生産基盤の整備・充実を図る。

(2) 農業経営に意欲のある農業者や集落営農の法人化、若い新規就農者を支援し、地域・町ぐるみによる担い手経営体の育成を推進するとともに、地域住民との交流や農地の保全、食育、生きがいつくりなど、潜在的に「農」が有する機能の多面的な活用を図る。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
認定農業者や集落営農等の組織強化	47件 (H27)	維持

【関連する計画等】

・川北町版総合戦略

⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<p>6-1 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>								
<p>《災害に対応した交通ネットワークの向上》</p> <p>(1) 物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることにより、原材料や部品等の調達が困難となり、事業所等の生産停止といった事態を招く恐れがある。このため、緊急時にも生産拠点や国道 8 号等の物流拠点をつなぐ多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。(再掲:4-4)</p> <p>(2) 関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う幹線道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。(再掲:2-1)</p> <p>(3) 町が保有・管理するインフラ資産について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針となる「川北町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新に取り組む。(再掲:2-1)</p> <p>(4) 建設連合会や建設コンサルタント協会等との協定に基づく災害訓練を実施する等、平常時から応急復旧体制を整備するとともに、早期復旧に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る。</p> <p>(5) 町が管理する橋梁について「川北町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な点検・補修等に取り組む。(再掲:2-1)</p>								
<p>【目標指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現況</th> <th>目標(R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急対策活動に関する協定締結数(再掲:4-1)</td> <td>2 件 (R2)</td> <td>4 件</td> </tr> </tbody> </table>			指標	現況	目標(R7)	応急対策活動に関する協定締結数(再掲:4-1)	2 件 (R2)	4 件
指標	現況	目標(R7)						
応急対策活動に関する協定締結数(再掲:4-1)	2 件 (R2)	4 件						
<p>【関連する計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川北町公共施設等総合管理計画 ・川北町橋梁長寿命化修繕計画 								

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

《災害廃棄物の処理対策の推進》

- (1) 「川北町災害廃棄物処理計画」に基づき、町民・事業者・行政の連携による災害廃棄物の適正で円滑な処理体制の構築を図る。
- (2) 災害廃棄物の大量発生に備え、当該廃棄物の処理ルート及び仮置場等を確保する。
- (3) 民間の廃棄物処理業者及び関連団体との協定締結を推進し、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築する。
- (4) 大規模災害に対応した他市町との相互援助協定を締結し、他市町間での支援の調整を行う。

《環境に配慮した処理体制の構築》

- (1) 災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮するとともに、有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の取り扱いに十分留意した処理体制を構築する。

《ごみの減量化やリサイクルの向上》

- (1) 災害廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、平時からごみ減量化やリサイクルの向上を図る。
- (2) 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び低コスト化、衛生面、リサイクルの観点から、仮置場では搬入時から可能な限り種類別に分別して保管し、処理期間の短縮及び再生利用、再資源化の推進を図る。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
災害廃棄物処理に関する民間事業者との協定締結数	1件 (R2)	2件以上
一般廃棄物年間総排出量	1,879トン (H30)	1,879トン以下

【関連する計画等】

- ・川北町災害廃棄物処理計画
- ・川北町地域防災計画
- ・川北町総合計画(基本構想・基本計画)

6-3

復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

《地域の防災力・災害対応力の向上》(再掲:1-1)

- (1) 本町の自主防災組織は 17 地区で設置されているが、地域防災活動の推進を図るために自主防災組織の訓練実施率を高めていくとともに、防災士の育成、充実強化を図りながら自主防災組織のレベルアップ、災害対応力の向上につなげる。
- (2) 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については「災害時要配慮者支援プラン」に基づき、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
- (3) 消防団の定数確保や消防施設装備等の強化、消防体制の充実、近代化を図るとともに、自主防災組織や学校と連携した防災訓練などで地域防災力の強化を推進する。

《災害ボランティアの活動環境の整備》

- (1) 被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図る。

《建設産業の担い手の確保・育成》

- (1) 社会資本の整備や除雪・災害時の対応等、地域の安全・安心を確保するため、業界団体と行政及び町民(住民)が連携して、担い手の確保・育成に取り組む。

《地籍調査の実施》

- (1) 災害後の円滑な復旧・復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であり、地籍調査を推進する。

【目標指標】

指標	現況	目標(R7)
自主防災組織の設置数(再掲:1-1)	17 地区 (R2)	20 地区
防災士数(再掲:1-1)	男性:46 名 女性:20 名 (R2)	100 名
消防団員数	28 名 (R2)	32 名
地籍調査の対象面積に対する進捗率	44% (R2)	46%

【関連する計画等】

- ・川北町地域防災計画

2 計画の推進

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等により、進捗状況を把握しながら、全庁連携により本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や、国、県等の国土強靱化に係る取り組みの進捗状況等を考慮しながら進捗管理（PDCAサイクル）を行う中で、定期的に見直しを図るとともに、特に重要なものについては随時見直しすることとする。

